



2 厚生年金保険

きゆうふ しゅるい 2-2 給付の種類

ろうれいこうせいねんきん (1) 老齢厚生年金

こうせいねんきんほけん かにゆう かた こくみんねんきん ろうれいき そねんきん う しかくきかん み ほ
厚生年金保険に加入していた方が、国民年金の老齢基礎年金を受ける資格期間を満たしたとき(保
けんりょう おさ きかん めんじょ きかん ねんいじょう さい ろうれいき そねんきん
険料を納めた期間や免除された期間などをあわせて 25 年以上あるとき)は、65 歳から老齢基礎年金に
うわの ろうれいこうせいねんきん う
上乗せして老齢厚生年金が受けられます。

しょうがいこうせいねんきん (2) 障害厚生年金

こうせいねんきんほけん かにゆうちゆう しょうがい こくみんねんきん しょうがいき そねんきん う しょうがいき そねんきん
厚生年金保険に加入中の障害で国民年金の障害基礎年金が受けられるとき、障害基礎年金
うわの しょうがいこうせいねんきん う
に上乗せして障害厚生年金が受けられます。

いぞくこうせいねんきん (3) 遺族厚生年金

こうせいねんきんほけん かにゆう かた しぼう ばあい いったい じょうけん み ばあい いぞく
厚生年金保険に加入していた方が死亡した場合であって、一定の条件を満たす場合には、その遺族
たい こくみんねんきん いぞくき そねんきん うわの いぞくこうせいねんきん しきゆう
に対し、国民年金の遺族基礎年金に上乗せして遺族厚生年金が支給されます。